

60 山形県防災資機材等管理運営要綱

平成7年12月1日

山形県

改正 平成17年10月3日

平成25年10月1日

(目的)

第1条 この要綱は、大規模な地震や災害が発生した場合に、広域的な救援救護及び応急復旧等の災害応急活動を行うため、県が整備し、備蓄する防災資機材等の管理運営に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(防災資機材等の種類・数量及び備蓄並びに管理等)

第2条 この要綱でいう防災資機材等の種類・数量及び備蓄場所は、別表1の通りとする。

2 防災資機材等の管理は各総合支庁長（以下「防災資機材等管理者」という。）が行う。

3 防災資機材等管理者は年度末における防災資機材等の管理状況を別紙様式第1号により、4月10日までに知事に報告しなければならない。

(防災資機材等の評価)

第3条 知事は、防災資機材等の評価を行うために、防災資機材等評価委員会（以下「評価委員会」という。）を設置するものとする。

2 評価委員会は毎年度当初において、防災資機材等の評価を行い、その結果を知事に報告しなければならない。

3 評価委員会の組織及び運用に関する事項は別に定めるものとする。

(供与)

第4条 この防災資機材等は、次の場合に市町村等防災関係機関の長の要請に基づき供与を行う。

(1) 地震等の災害発生時において災害応急対策の用に供するとき。

(2) 防災資機材等の有効活用を図るとともに地域防災力を強化するため、自主防災組織等の訓練の用に供するとき。

(3) その他、特に防災資機材等の供与を適当と認めるとき。

(供与の手続き)

第5条 前条第1項第1号の場合、防災資機材等の供与を受けようとする者は、電話等により知事に供与の要請を行い、事後速やかに別紙様式第2号により供与申請書を知事に提出するものとする。

2 前条第1項第2号の場合の手続きについては別に定めるものとする。

3 前条第1項第3号の場合、防災資機材等の供与を受けようとする者は、事前に供与申請書を知事に提出しなければならない。

(供与の決定)

第6条 知事は、前条第1項又は第3項の規定による供与申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは速やかに供与を決定し、別紙様式第3号による供与決定通知書を供与申請者に交付するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、前条第1項又は第3項の規定に基づく供与申請にあつては、口頭又は電話等により供与の決定をすることができる。この場合前項の供与決定通知書は、当該決定後に交付するものとする。

(供与の条件)

第7条 前条に定める供与を決定するときは、次の各号に掲げる条件を付するものとする。

- (1) 防災資機材等の引き渡しに要する経費及び防災資機材等の供与期間中におけるそれらの管理に要する経費は、供与を受けた者の負担とする。
- (2) 防災資機材等は、供与の目的以外に使用しないこと。
- (3) 防災資機材等は、善良な管理者の注意をもって管理すること。
- (4) 未使用の防災資機材等については返還すること。

(貸与)

第8条 この防災資機材等は、次の場合に市町村等防災関係機関の長の要請に基づき貸与を行う。

- (1) 地震等の災害発生時において災害応急対策の用に供するとき。
- (2) 防災訓練等で防災資機材等の操法等に習熟するため使用するとき。
- (3) その他、特に防災資機材等の貸与を適当と認めるとき。

(貸与の手続き)

第9条 前条第1項第1号の場合、防災資機材の貸与を受けようとする者は、電話等により知事に貸与の要請を行い、事後速やかに別紙様式第2号により貸与申請書を知事に提出するものとする。

2 前項以外の場合、防災資機材等の貸与を受けようとする者は、事前に貸与申請書を知事に提出しなければならない。

(貸与の決定)

第10条 知事は、前条の規定による貸与申請があつたときは、その内容を審査し、適当と認めるときは速やかに貸与を決定し、別紙様式第3号による貸与決定通知書を貸与申請者に交付するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、前条の規定に基づく貸与申請にあつては、口頭又は電話等により貸与の決定をすることができる。この場合前項の貸与決定通知書は、当該決定後に交付するものとする。

(貸与の条件)

第11条 前条に定める貸与を決定するときは、次の各号に掲げる条件を付するものとする。

- (1) 防災資機材等の引き渡し及び返還に要する経費並びに防災資機材等の借り受け期間中におけるそれらの管理に要する経費は、当該借受者の負担とする。
- (2) 防災資機材等は、貸与の目的以外に使用しないこと。
- (3) 防災資機材等は、善良な管理者の注意をもって管理すること。
- (4) 防災資機材等は、貸与期間満了後、速やかに点検、整備して返還すること。ただし、知事が必要に応じて防災資機材等の返還を要求したときは、直ちにこれに応ずること。

(き損・亡失等)

第12条 防災資機材等の貸与を受けた者が、防災資機材等をき損又は亡失等により、貸与を受けたときの状態で返還ができなくなったときは、その事実及び事由について別紙様式第4号による防災資機材等き損・亡失届けを速やかに知事に提出するとともに、原則として、貸与を受けた者の責任において修理し、又は補てんしなければならない。

(引き渡し)

第13条 防災資機材等の引き渡しは、知事が指定する日時及び場所において行う。

(使用報告書)

第14条 防災資機材等の供与及び貸与を受けた者は、その使用を終了したときは速やかに別紙様式第5号による防災資機材等使用報告書を知事に提出しなければならない。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、防災資機材等の管理運用について必要な事項はその都度別に定める。

附 則

この要綱は、平成7年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年10月3日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年10月1日から施行する。

別表 1

防災資機材等の種類・数量及び備蓄場所

(単位：食、本、枚、セット、基、台)

総合支庁	種類	供与用								貸与用		総合支庁用
		保存食 (アルファ ー米)	飲料水	毛 布			防災 シート	トイレ セット	避難 用テ ント	簡易 トイレ	エア ーテ ント	非常 用電 源装 置
				一般	基金	小計						
村山	本庁舎	14,400	4,800	245	600	845	245	4,800	10	12	1	1
	西庁舎	7,200	2,400	125	300	425	125	2,400	5	6		1
	北庁舎	7,200	2,400	125	300	425	125	2,400	5	6		1
	小計	28,800	9,600	495	1,200	1,695	495	9,600	20	24	1	3
最上	本庁舎	7,200	2,400	125	300	425	125	2,400	10	6		1
置賜	本庁舎			125		125	125			6	1	1
	防雪 センター	9,600	3,216		400	400		3,200				
	西庁舎	4,800	1,584	125	200	325	125	1,600	10	6		1
	小計	14,400	4,800	250	600	850	250	4,800	10	12	1	2
庄内	本庁舎			250		250	250			14	1	1
	消 防 学 校	21,600	7,200		900	900		7,200	20			
	小計	21,600	7,200	250	900	1,150	250	7,200	20	14	1	1
計		72,000	24,000	1,120	3,000	4,120	1,120	24,000	60	56	3	7

様式第 1 号

防災資機材等管理状況報告書

番 号
平成 年 月 日
総 合 支 庁 長

山形県知事 殿

山形県防災資機材等管理運営要綱第 2 条第 3 号の規定により、下記のとおり報告します。

記

名 称	財 源	購 入 数 量	納 品 年 月 日	耐用年 数(保証 年数)	保 管 場 所	管理 状 況	年 度 当 初 数 量	年 度 末 数 量	増 減	備 考
保存食 (アルファ米)	基金									
飲料水	基金									
毛 布	一般									
毛 布	基金									
防水シート	一般									
トイレセット	基金									
簡易トイレ	一般									
避難用 テント	基金									
エアー テント	一般									
非常用 電 源 装 置	一般									

様式第2号

防災資機材等供与・貸与申請書

番 号
年 月 日

山形県知事 殿

職 氏 名

防災資機材等を下記により供与・貸与していただきたく申請いたします。

記

- 1 使用目的
- 2 防災資機材等の種類及び数量
- 3 貸与期間

供与・貸与を受ける日	年	月	日
返 却 日	年	月	日

様式第3号

防災資機材等供与・貸与決定通知書

番 号
年 月 日

殿

山形県知事 印

年 月 日 号により申請のあった防災資機材等の供与・貸与について、下記のとおり決定します。

記

- 1 使用目的
- 2 防災資機材等の種類及び数量
- 3 貸与期間

供与・貸与を受ける日 年 月 日
返 却 日 年 月 日

- 4 引き渡し日時及び場所

様式第4号

防災資機材等き損・亡失届

番 号
年 月 日

山形県知事 殿

職 氏 名

防災資機材等を下記により供与・貸与していただきたく申請いたします。

記

- 1 使用目的
- 2 防災資機材等の種類及び数量
- 3 貸与期間

供与・貸与を受ける日 年 月 日
返 却 日 年 月 日

防災資機材等使用報告書

番 号
年 月 日

山形県知事 殿

職 氏 名

年 月 日 号により供与・貸与を受けた防災資機材等の使用状況等は下記のとおり
ですので報告します。

記

- 1 災害等発生（訓練）日時
- 2 災害等発生（訓練）場所
- 3 被害（訓練）状況
- 4 使用状況
- 5 返還年月日
- 6 その他特記事項